

国民健康保険料を滞納する外国人に係る 東京出入国在留管理局との協力要請制度について

1 協力要請制度の概要

区と東京出入国在留管理局との間で協力要請制度を構築し、国民健康保険料の滞納がある外国人（永住者は対象外）について、区から東京出入国在留管理局に情報共有を行う。これに基づき、在留資格の更新時において、東京出入国在留管理局から該当者に国民健康保険料の納付証明書の提出を求め、該当者から納付証明書が提出されない場合は原則として在留申請を許可しないものである。

2 情報共有の条件

主に次の条件に該当する者が対象となる。

- (1) 納付期限から1年を経過する滞納がある。
- (2) 財産調査や差押えなど積極的な滞納処分を十分に尽くしている。
- (3) 滞納していることに正当な理由がない。

3 関連法令

国税徴収法第146条の2、地方税法第20条の11

（事業者等への協力要請）

4 開始時期（予定）

令和8年4月1日